

調達管理番号：20a00099

国名：ミャンマー

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：ミャンマー国種子開発・管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から2020年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月11日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業分野の各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマー）では、農業が産業の柱であり、就業人口の約 6 割が農業分野に従事し、GDP に占める農林水産業の割合は約 3 割（2016 年、ミャンマー中央統計局）である。一方、農業が主要産業である農村部の貧困率は 23% と、都市部の 9%（2015 年、世界銀行）より高く、都市・農村間の格差が生じており、これに対応するため農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じた農家の所得向上が求められている。2018 年に策定された「農業開発戦略（2018/19～2022/23）」においては、フードバリューチェーン開発等を通じた農業開発は優先事項として位置づけられており、その中で農業畜産灌漑省（以下 MOALI という。）は、我が国との間で「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表（2016～2020）」（以下、工程表）を合意し、本事業を含め、同工程表に基づく事業を協働で推進している。

主農産物であるコメの優良種子の生産システム・普及については、MOALI では 1990 年代初頭から現在に至るまで世界銀行、国際稲研究所そして JICA などの協力を得ながら種子生産の仕組みを確立してきた。しかしながら、コメ以外の農産物に関しては、種子生産が体系的に行われていないのが実情である。これにより種子生産の課程で夾雑物が混入したり、そうした他品種のコンタミネーションにより発芽率が落ちる粗悪な種子が流通したり、品種が本来持つ特性が維持できなくなる等、著しく農業生産性を低下させる要因となっている。更に、ミャンマーにおいて畑作物の種子は C/P (MOALI 農業研究局 (DAR)) が主に生産や検査を担う原原種 (Breeder's Seed)、原種 (Foundation Seed)、そして原種をもとに民間種苗会社や種子生産者によって増殖される優良種子・一般種子 (農家が食用作物を生産するのに使用される種子) と種別されるが、市場に流通する種子量が把握されていないため、農業研究局における原原種や原種の生産も、生産者のニーズに応じた上流種子の生産計画に則っておらず、下流種子の余剰や不足を招く事態も起きている。また、未だにミャンマー国では汚染された種子によって媒介される病気の伝染に関しての危機意識が低く、コメ種子においても検査体制が整っていないため、種子病理に係る検査体制を強化し、種子による病気の伝染を防除することも求められている。

ミャンマーの農村部では主に耕地面積 10 エーカー以下の小規模農家が多くを占める。農業の生産性を強化し、安定化させるためには、営農の知識や技術の不足に加え、灌漑施設など農業基盤整備、適切な肥料・農薬の投入等が有効な手段であるが、なかでも優良種子の導入は他の方法と比較して少ない費用で実行できるため、貧困農家も取り入れ易く、効率的であることから、大きな裨益が期待できる。

係る状況で、ミャンマー政府が食料安全保障、生産者の生活の安定化を目的に作物多様化を推進する中、高品質種子の生産並びに流通は喫緊の課題となっていることを受け、コメ以外の主要作物(マメ類、油糧作物等)の優良種子生産体制を構築することを目的とし、且つ従来の物理的な種子検査のみならず、種子病理についての検査体制を強化し、種子による病気の伝染を防除することにも取り組む技術協力プロジェクトが形成・要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、2021年2月の本プロジェクト開始を目指し、プロジェクト目標の設定、妥当性の確認、実施体制、投入、活動、総事業費規模、事業スケジュール及び広報計画等の詳細計画を決定することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの詳細計画策定のために必要な以下の調査を行い、プロジェクトの計画案および PDM 案の作成を支援する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020年5月中旬～5月下旬)

- ①既存の文献等をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②要請背景・内容を把握の上、現地で入手、検証すべき情報を整理した上で、調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討する。
- ③本プロジェクト関係者(MOALI 農業研究局油料作物・豆果課、マグウェイ農業研究局種子生産農場、農家、他ドナー(世界銀行、KOICA、FAO、USAID、オランダ等))等に対する質問票案(英文)を提案し、JICA と協議する。
- ④本プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案(英文)、PO (Plan of Operations) 案(英文)を検討する。
- ⑤種調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2020年5月下旬～6月中旬)

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加し、ミャンマー政府による長期的な優良種子生産体制構築に向けた今後の展望、計画、スケジュール、当面の課題等を確認する。
- ③関係機関の所掌業務やデマケ、技術能力、予算状況、組織間連携状況、関連政策、関連法規の整備状況等を、文献やヒアリングを通じて情報を収集・整理する。
- ④ミャンマーのコメ以外の主要作物(マメ類、油糧作物等)の優良種子について、生産管理体制を中心に、生産システム・普及の現状と課題について情報収集を行う。その際、本プロジェクトで対処すべき課題を明確に把握する。
- ⑤ミャンマー国内の対象作物種子生産地域における、種子利用の現状、ニーズ、課題等に関する情報を収集する。
- ⑥収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出す

る。

- ⑦国内準備並びに上記②～⑥で得られた結果をもとに、本プロジェクト期間内に、日本側の支援を行うべき項目について、ミャンマー側と協議し、ミャンマー側の主体的関与を引き出しつつ、日本側の支援の範囲（いつ、どのような分野の専門家をどの程度派遣するか、そこに向けてミャンマー側はいつまでに何を準備すべきか）を検討し、調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧他の調査団員が検討した活動案を基に、調査結果および評価ガイドライン等を踏まえた、PDM案及びPO案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑨他の調査団員が検討した活動案を基に、M/M案（英文）とR/D案（英文）の作成に協力する。
- ⑩現地調査結果のJICAミャンマー事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2020年6月中旬～6月下旬）

- ①帰国報告会、国内打合せ等に参加する。
- ②担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

次の①～②を2020年6月26日までに電子データをもって提出すること。

- ① PDM案、PO案（英文）
- ② 詳細計画策定調査報告書（案）（和文、含む現地調査写真集）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ネピドー⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年5月24日～2020年6月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 種子生産管理（JICA）

- エ) 種子病理検査 (JICA)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語の通訳を提供 (必要に応じて)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

ネピドーの JICA オフィスにおける執務スペースが利用可能の予定 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8419) にて配布します。

- ・要請案件調査表

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ミャンマーにおけるフードバリューチェーン (FVC) 構築のための工程表 (2016 年度-2020 年度) (仮訳)

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/myanmar-4.pdf>)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やミャンマー政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上